

# 国の行政機関における自動体外式除細動器（A E D） の設置、管理等に関する調査

## 結果報告書（資料編）

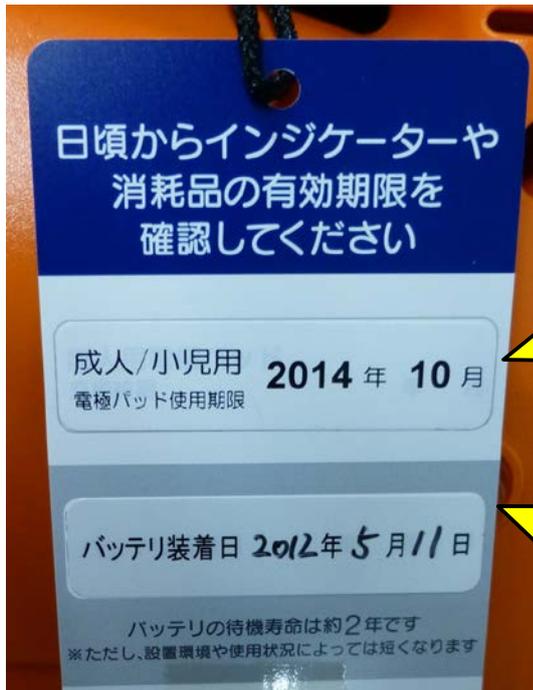
（頁）

資料 1	実地調査対象官署別の事例内訳	1
資料 2	事例写真	
	事例表 1 - (1) - ③関係	
	「表示ラベルのA E D本体等への取付けや表示ラベルの記録が適切でないもの」	
	・事例番号（点検-14）旭川地方法務局	2
	・事例番号（点検-15）旭川東税務署	3
	・事例番号（点検-16）苫小牧税務署	4
	・事例番号（点検-17）室蘭税務署	5
	・事例番号（点検-18）札幌東公共職業安定所	6
	事例表 1 - (2) - ①、②関係	
	「来庁者等のためにA E Dの設置場所を分かりやすく周知するための表示を行った方がよいと考えられるもの」、「来庁者の目につきにくい場所にA E Dが保管されているもの」	
	・事例番号（表示-1）函館地方法務局	7
	・事例番号（表示-2）旭川地方法務局	8
	・事例番号（表示-3）釧路地方法務局帯広支局	12
	・事例番号（表示-4）北海道財務局	13
	・事例番号（表示-5）函館財務事務所	14
	・事例番号（表示-6）釧路財務事務所	15
	・事例番号（表示-7）函館税関	16
	・事例番号（表示-8）札幌国税局	17
	・事例番号（表示-9）旭川東税務署	18
	・事例番号（表示-10、保管-1）苫小牧税務署	20
	・事例番号（表示-11、保管-2）室蘭税務署	21
	・事例番号（表示-12、保管-3）釧路労働基準監督署	22
	・事例番号（表示-13）北見公共職業安定所	23
	・事例番号（表示-14）苫小牧公共職業安定所	26
	・事例番号（表示-15）札幌開発建設部	27
	・事例番号（表示-16）国営滝野すずらん丘陵公園事務所	29
	【参考写真】	
	・来庁者等のためにA E Dの設置場所を分かりやすく周知するための表示を行っている例	34



## 資料2 事例写真

事例表	1-(1)-③		
事例番号	点検-14	官署名	旭川地方法務局(旭川地方合同庁舎西館3、4階入居)
事例内容	当該官署は、AEDの電極パッド及びバッテリーを交換しているにもかかわらず、AEDに取り付けている表示ラベルを貼り替えていなかったため、日常点検時に、電極パッド及びバッテリーが使用可能であることを適切に確認できる状態となっていない。		



2014年11月11日にパッド交換済みのため、正しい使用期限は「2017年4月」

左記の表示内容では当該AEDのバッテリー寿命(2年)を超過しているが、正しいバッテリー装着日は「2014年6月6日」

事例表	1-(1)-③		
事例番号	点検-15	官署名	旭川東税務署(単独庁舎入居)
事例内容	当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記載する表示ラベルをAED本体に取り付けていない。		



お客様各位

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、除細動DPパッド及びバッテリーには、使用期限があります。添付されていますラベルに交換時期をご記入いただき適切な管理をお願いします。

1. 成人用・小児用パッドの次回交換時期  
パッドの袋の移時計マークの“USE BEFORE”または“EXP-DATE”の年月をラベルに記入して下さい。  
例) 2012-05の場合、2012年5月が、パッドの次回交換時期です。

2. バッテリーの次回交換時期(目安)  
未使用のバッテリーをAEDに装着した月から、以下機種ごとに年月を「AED消耗品交換時期」ラベルのバッテリー欄に記入をお願いします。

成人用	4年後(目安)
小児用	3年後(目安)

例) 未使用のバッテリーをAEDに装着した年月が2009年5月の場合、上記年月を加算した年月、  
の場合は、**2013年5月**  
の場合は、**2012年5月**  
が次回交換の目安になります。

3. 「AED消耗品交換時期」ラベルへの貼り付け  
次回交換時期を記入後、左のラベル該当部分に重ねて貼って下さい。

次回交換	年 月	次回交換	年 月	次回交換	年 月
次回交換	年 月	次回交換	年 月	次回交換	年 月
次回交換	年 月	次回交換	年 月	次回交換	年 月
次回交換	年 月	次回交換	年 月	次回交換	年 月

09-000-04-02

メーカー配布の表示ラベルシールは保管されているが、活用されていない。

事例表	1-(1)-③		
事例番号	点検-16	官署名	苫小牧税務署(単独庁舎入居)
事例内容	当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記載する表示ラベルをAED本体に取り付けていない。		

(本体の外観)



(本体の収納状況)

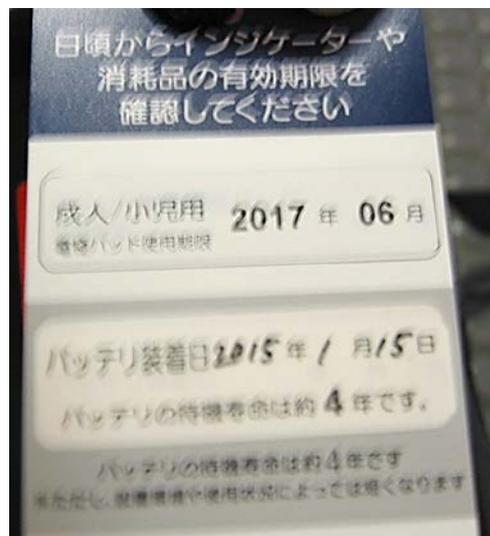
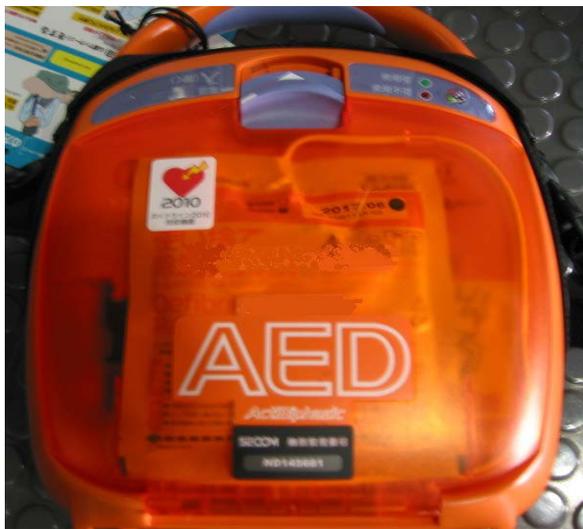


事例表	1-(1)-③		
事例番号	点検-17	官署名	室蘭税務署(室蘭地方合同庁舎管理官署)
事例内容	当該官署は、これまで上部機関である札幌国税局から特段の指示等がなかったことから、専用の1台について、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記載する表示ラベルをAED本体に取り付けていない。		

専用のAED(表示ラベルなし)



(参考) 共用のAED(表示ラベルあり)



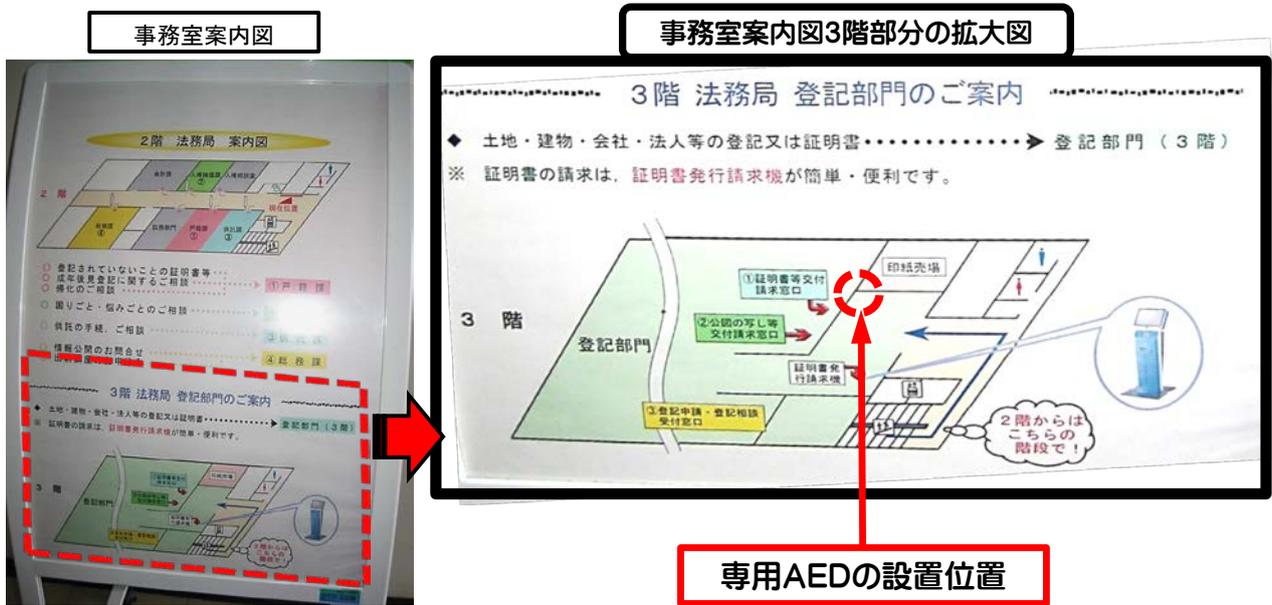
事例表	1-(1)-③		
事例番号	点検-18	官署名	札幌東公共職業安定所(単独庁舎入居)
事例内容	当該官署では、前回の交換時期に上部機関の北海道労働局から交換用の小児用パッドが送付された際、担当者が表示ラベルに次回交換時期を記載することを失念していたため、小児用パッドの表示ラベルの次回交換時期が前回の交換時期(2013年4月)のままとなっている。		



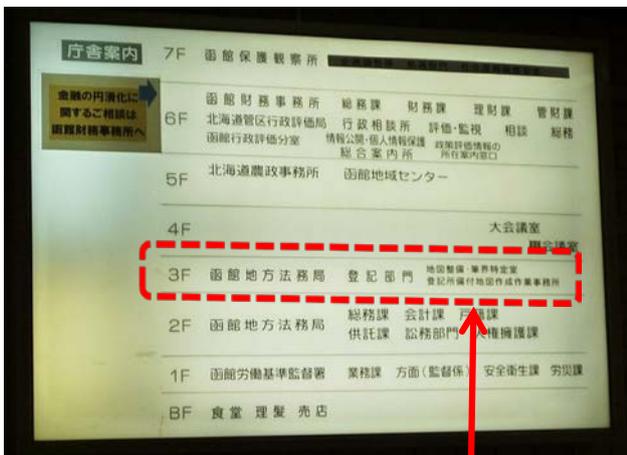
小児用パッドの次回交換年月が「2013年4月」と記載されているが、正しくは「2015年7月」

事例表	事例表1-(2)-①		
事例番号	表示-1	官署名	函館地方法務局(函館地方合同庁舎2、3階入居)
事例内容	当局の調査日現在において、次のとおり、函館地方合同庁舎内の既設の事務室案内図等の中に、来庁者等のために3階登記部門待合所にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。 ① 2階エレベーターホールの事務室案内図 ② 1階ロビー付近に設置されている入居官署案内板 ③ エレベーター内の入居官署案内板(3基)		

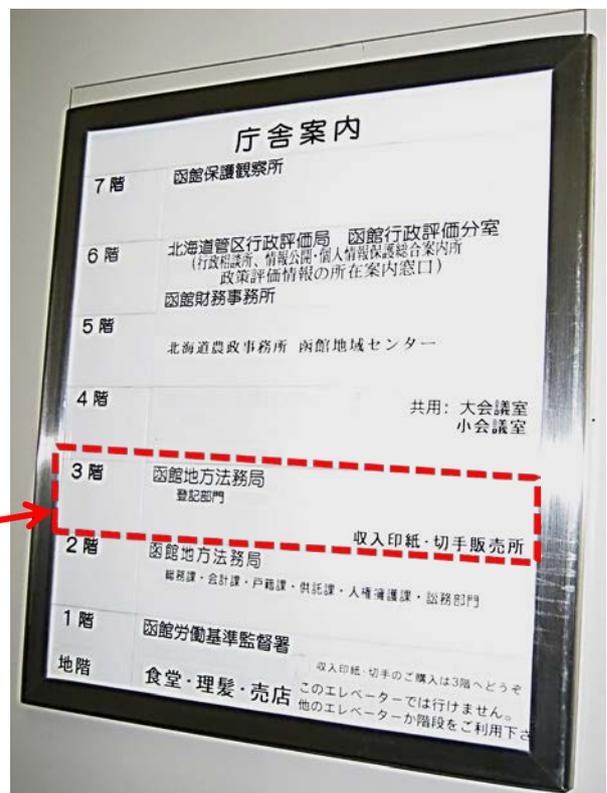
① 2階エレベーターホールの事務室案内図



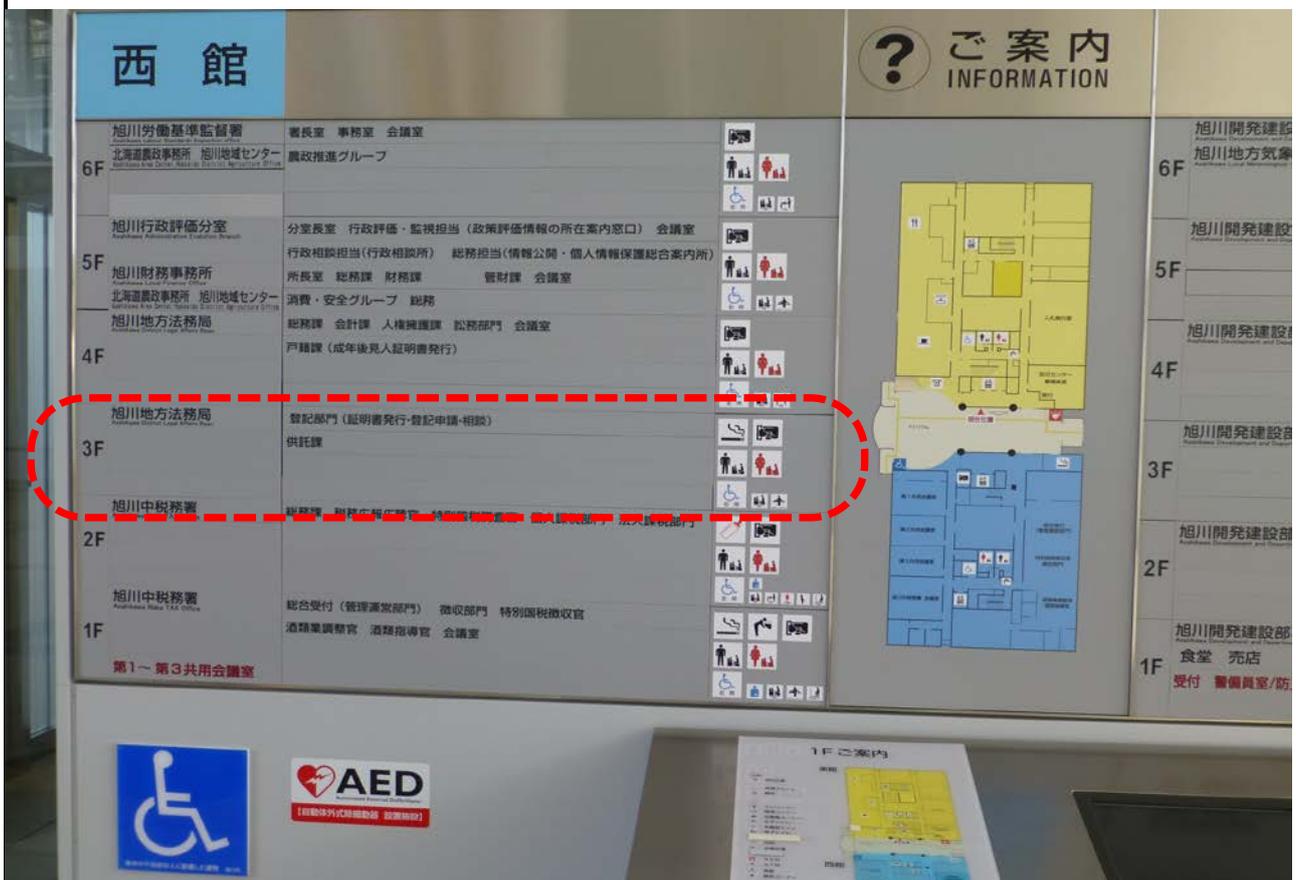
② 1階に設置されている入居官署案内板



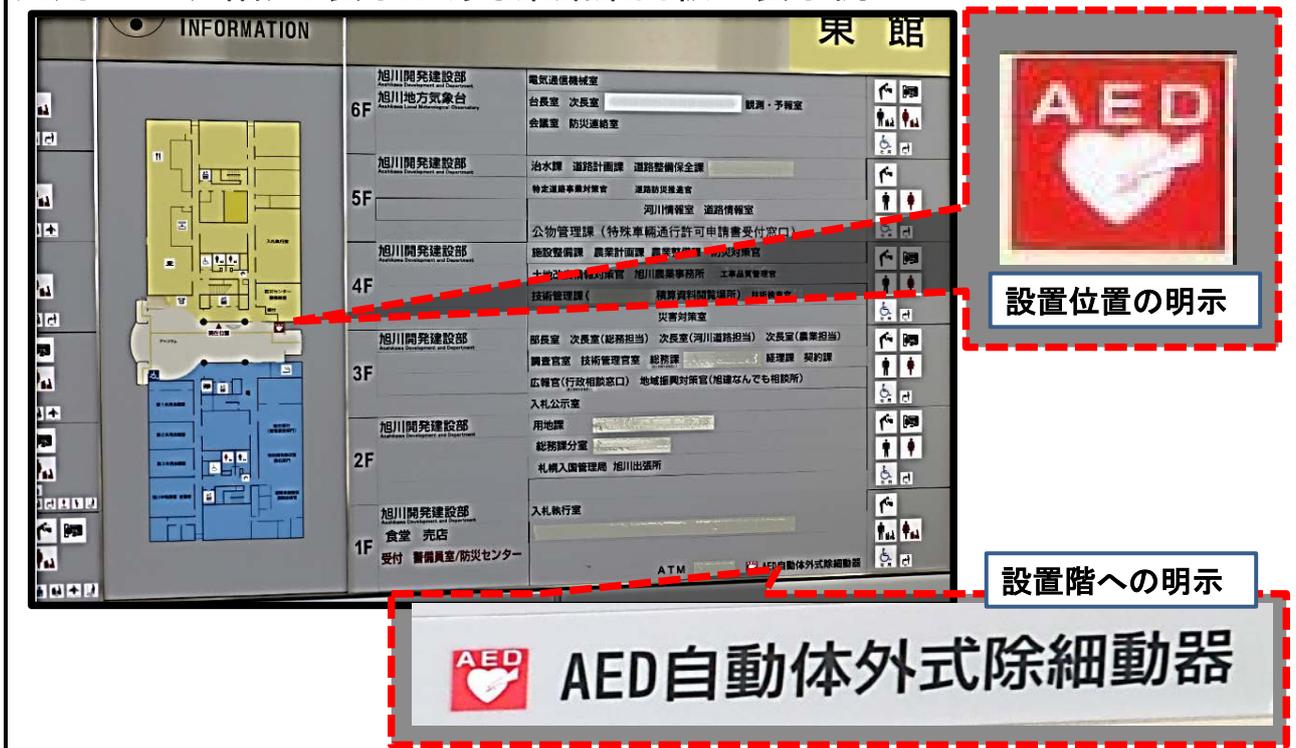
③ エレベーター内の入居官署案内板



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-2	官署名	旭川地方法務局(旭川地方合同庁舎3、4階入居)
事例内容	来庁者等のために3階登記部門待合所にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの(合同庁舎共用部分に設置の案内板) ① 合同庁舎入居官署の案内板(1階東棟守衛カウンター前)の法務局掲示部分		



共用AED(1階)の表示がある東館案内板の表示例

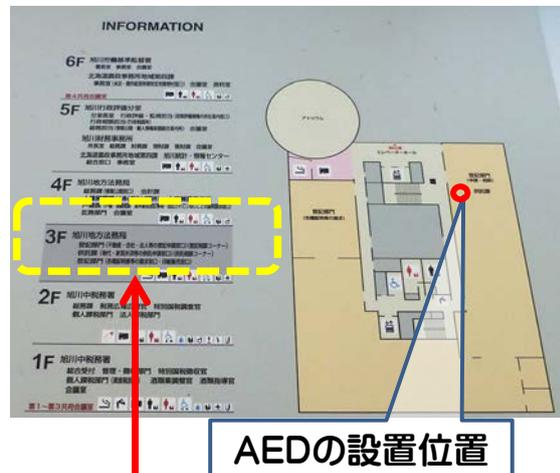


事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-2	官署名	旭川地方法務局(旭川地方合同庁舎3、4階入居)
事例内容	来庁者等のために3階登記部門待合所にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの(合同庁舎共用部分に設置の案内板) ② 西棟エレベーターホール掲示板 ③ 西棟3階のエレベーター前フロア案内台 ④ 西棟3階のフロア案内図(壁面) ⑤ 西棟3階の避難経路図(階段室側)		

② 西棟エレベーターホール掲示板



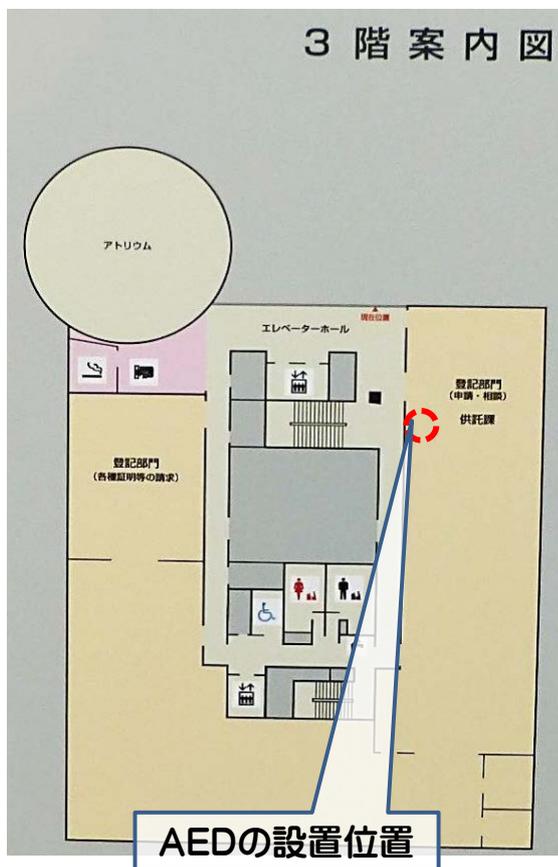
③ 西棟3階のエレベーター前フロア案内台



AEDの設置位置

AEDの設置階

④ 西棟3階のフロア案内図(壁面)



AEDの設置位置

⑤ 西棟3階の避難経路図(階段室側)



AEDの設置位置

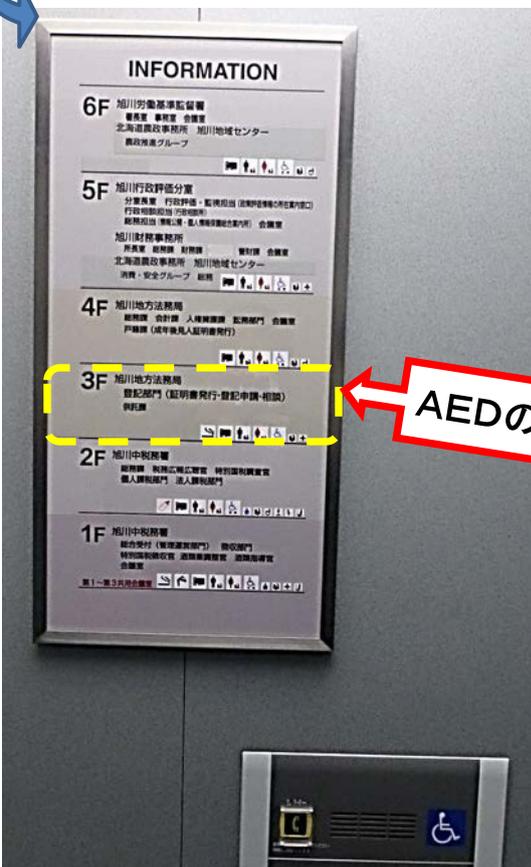
事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-2	官署名	旭川地方法務局(旭川地方合同庁舎3、4階入居)
事例内容	来庁者等のために3階登記部門待合所にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの(合同庁舎共用部分に設置の案内板) ⑥ 西棟エレベーター内の案内板(2基)		

西棟エレベーターの外観



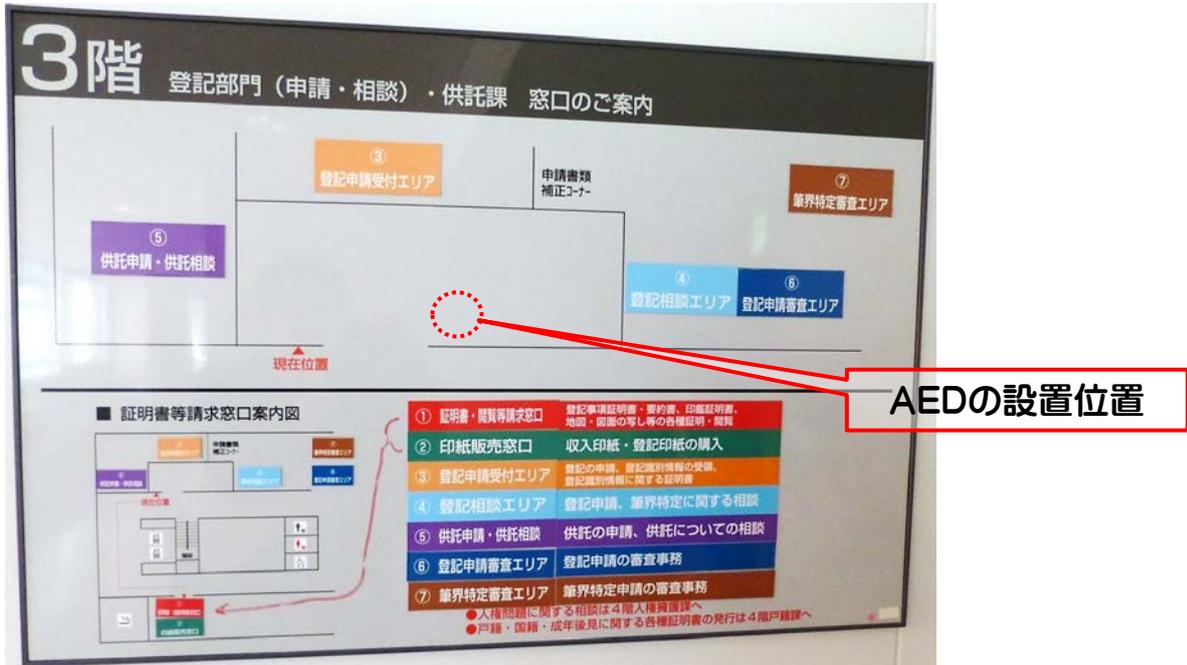
車いす用エレベーター内の案内板

人荷用エレベーター内の案内板



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-2	官署名	旭川地方法務局(旭川地方合同庁舎3、4階入居)
事例内容	来庁者等のために3階登記部門待合所にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの(当該官署が占有部分に設置している案内板) ⑦ 3階占有部分のフロア案内図(登記部門入口壁面) ⑧ 3階エレベーターホールの部署案内図		

⑦ 3階占有部分のフロア案内図(登記部門入口壁面)



⑧ 3階エレベーターホールの部署案内図



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-3	官署名	釧路地方法務局帯広支局(帯広法務総合庁舎2階入居)
事例内容	① AEDが設置されている2階エレベーターホール(事務室入口前)に表示されているAEDのステッカーが、来庁者の目につきにくい事務室入口から離れた位置に表示されている。 ② 共用部分の既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のためにAEDの設置フロアや設置位置を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものが認められた。 i) 1階入口ホール(共用部分)の入居官署案内板 ii) エレベーター内の入居官署案内板(2基)		

① AEDの設置を示すステッカーが来庁者の目につきにくい位置に表示されている。



② 来庁者等のためにAEDの設置フロアや設置位置を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの

i) 1階入口ホール(共用部分)の入居官署案内板



ii) エレベーター内の入居官署案内板(2基)



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-4	官署名	北海道財務局(札幌第1合同庁舎管理官署)
事例内容	来庁者等のためにAEDの設置場所等を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるものの例 「② 10階(AED設置フロア)北側及び南側の課室案内図」		

【説明】 当該庁舎10階には2基のエレベーター(低層階用及び高層階用)があるが、低層階用エレベーターホール側の案内板では、AEDが高層階用エレベーターホールに設置されていることが分からない。

i) 10階北側の課室案内図(低層階用エレベーターホール側に掲示)



【拡大図】案内板とAEDの位置関係



ii) 10階南側の課室案内図(低層階用エレベーターホール側に掲示)



【拡大図】案内板とAEDの位置関係

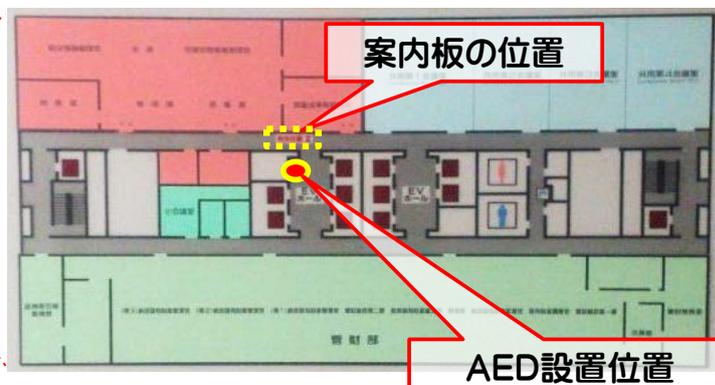


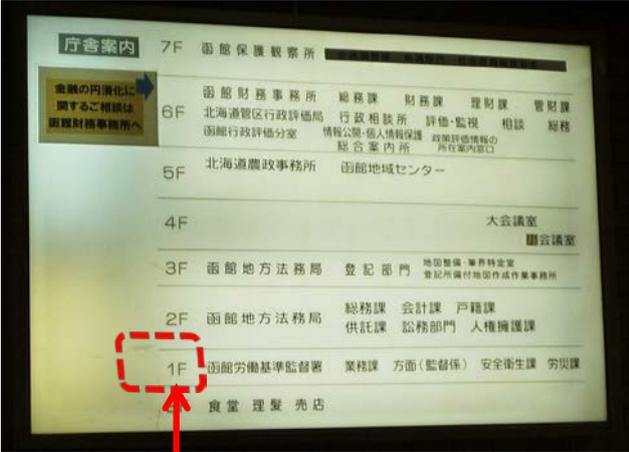
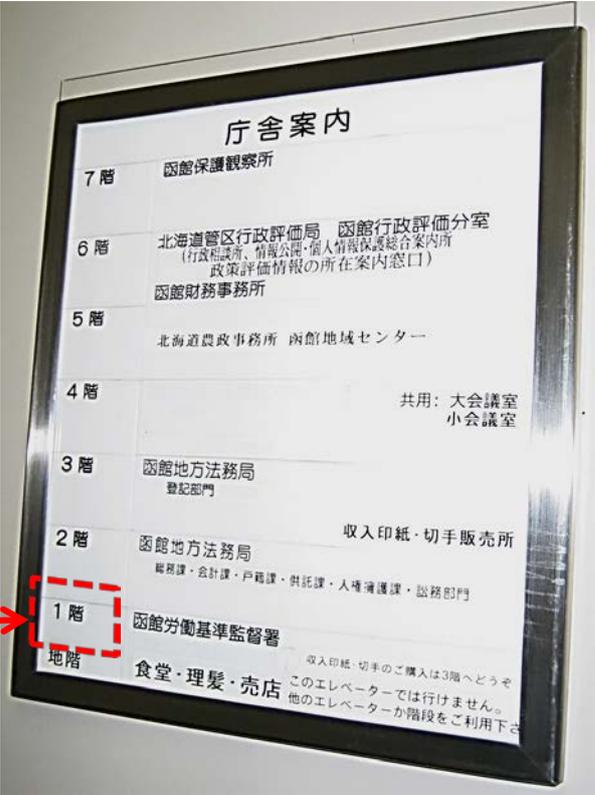
(参考)10階北側の課室案内図(AEDが設置されている高層階用エレベーターホール側に掲示)



【拡大図】案内板とAEDの位置関係

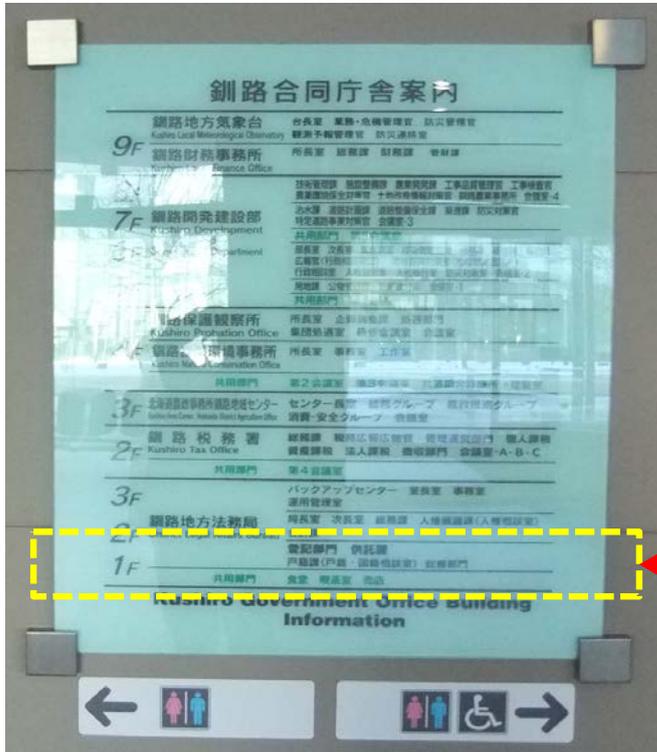
AEDの目の前の課室案内板にAEDステッカーを貼付



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-5	官署名	函館財務事務所(函館地方合同庁舎管理官署)
事例内容	<p>来庁者等のために1階ロビーにAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの</p> <p>① 当該合同庁舎北側及び南側入口入ロドア付近          ② 1階ロビー付近に設置されている入居官署案内板          ③ エレベーター内の入居官署案内板</p>		
① 当該合同庁舎1階入ロドア付近			
(北側入ロドア付近)		(南側入ロドア付近)	
			
② 1階に設置されている入居官署案内板		③ エレベーター内の入居官署案内板	
			
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>共用AEDの設置階</b> </div>			

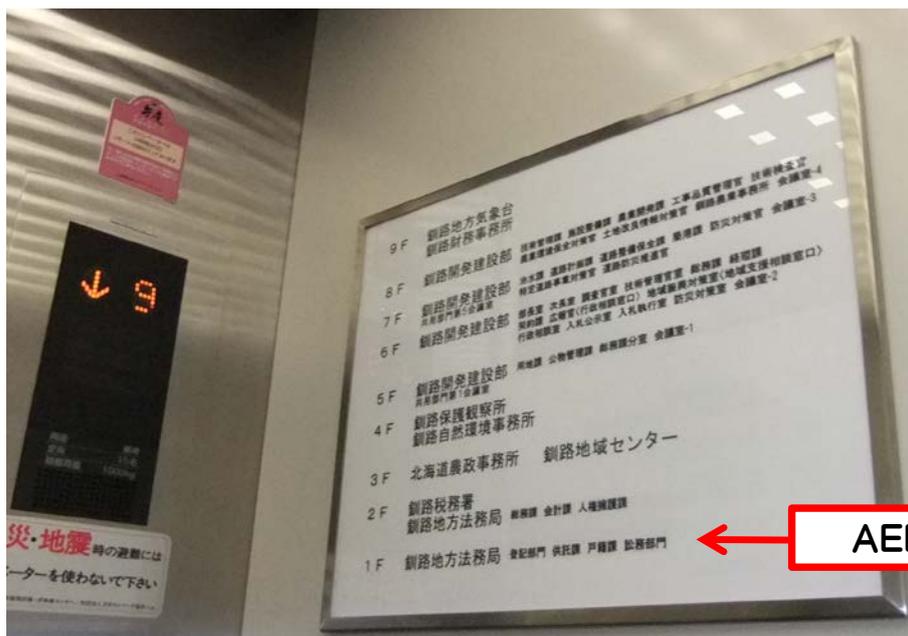
事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-6	官署名	釧路財務事務所(釧路地方合同庁舎管理官署)
事例内容	来庁者等のために1階ロビーにAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① 庁舎1階ロビー(AED設置階)入居官署案内板(1か所) ② エレベーター内の入居官署案内板(4基)		

① 庁舎1階ロビー(AED設置階)入居官署案内板(1か所)



AEDの設置階

② エレベーター内の入居官署案内板(4基)



AEDの設置階

事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-7	官署名	函館税関(函館港湾合同庁舎管理官署)
事例内容	来庁者等のために2台の共用AEDの設置情報(1階ロビー、5階エレベーターホール)を分かりやすく 周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① 当該合同庁舎1階入口ドア付近 ② 1階の入居官署案内板 ③ エレベーター内の入居官署案内板(2基)		

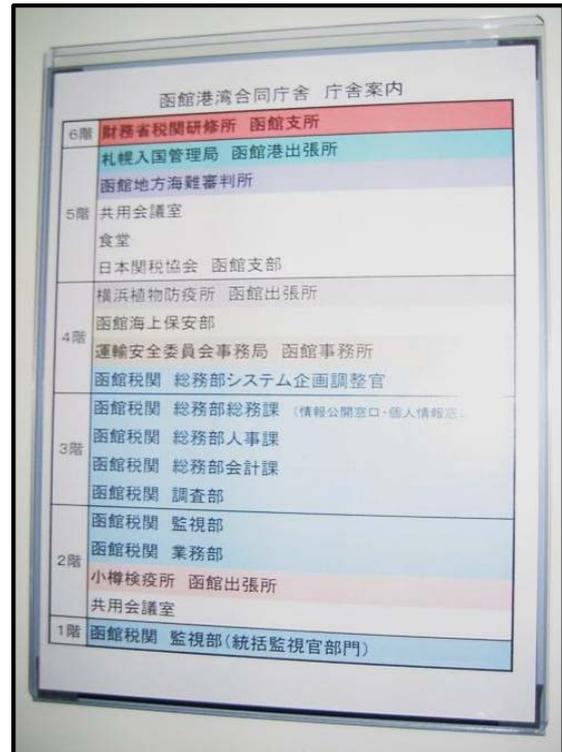
① 当該合同庁舎1階入口ドア付近



② 1階の入居官署案内板



③ エレベーター内の入居官署案内板(2基)



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-8	官署名	札幌国税局(札幌第2合同庁舎管理官署)
事例内容	<p>当局の調査日現在において、次のとおり、札幌第2合同庁舎の入口や既設の入居官署案内板等の中に、来庁者等のために2台のAEDの設置場所を分かりやすく周知する表示を行ったほうがよいと考えられるものが認められた。</p> <p>① 合同庁舎1階西側入口ドア付近          ② 合同庁舎1階東側入口ドア付近          ③ 合同庁舎1階に設置されている入居官署案内板(西側及び東側)          ④ エレベーター内の入居官署案内板(4基)</p>		

(参考) 2台のAEDに係る表示の掲示状況

i) 共用のAEDを設置している1階合同庁舎管理室前の表示



ii) 専用のAEDを設置している9階診療所入口前の表示

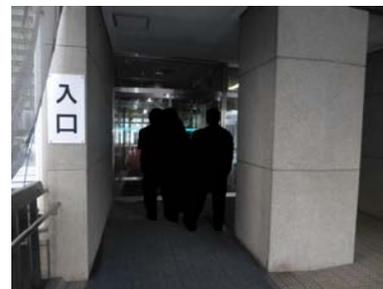


2台のAED(共用1台(1階合同庁舎管理室)、専用1台(9階診療所内))の設置場所を分かりやすく周知するための表示を行ったほうがよいと考えられるもの

① 合同庁舎1階西側入口ドア付近



② 合同庁舎1階東側入口ドア付近



③ 合同庁舎1階に設置されている入居官署案内板



④ エレベーター内の入居官署案内板



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-9	官署名	旭川東税務署(単独庁舎入居)
事例内容	来庁者等のために2階総務課事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① AED設置階(2階)のエレベーターホール(総合受付入口)		

① AED設置階(2階)のエレベーターホール(総合受付入口)



2階のAED表示は階段利用者からは見えるが、エレベーター降り口からは見えない



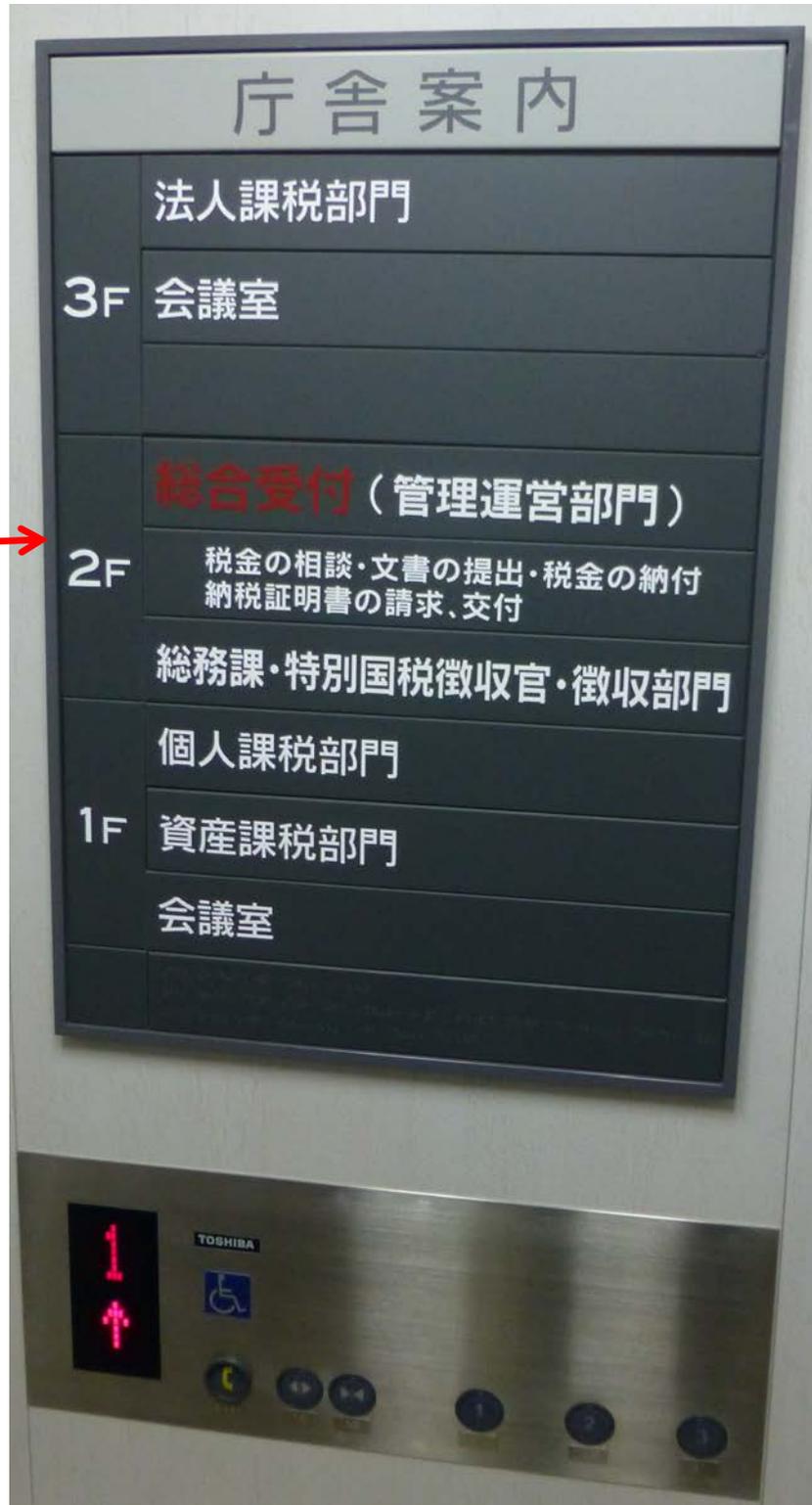
エレベーター利用者の動線

階段利用者の動線

事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-9	官署名	旭川東税務署(単独庁舎入居)
事例内容	来庁者等のために2階総務課事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ② エレベーター内の庁舎案内板		

エレベーター内の庁舎案内板

AEDの設置階



事例表	1-(2)-①(表示)、1-(2)-②(保管)		
事例番号	表示-10 保管-1	官署名	苫小牧税務署(単独庁舎入居)
事例内容	<p>【表示-10】 来庁者等のために1階総務課事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの</p> <p>① 庁舎入口ドア ② 庁舎1階入口ホールの階段付近に設置されている庁舎案内板</p> <p>【保管-1】 ① AEDの設置場所が分かりにくく、目につきにくい、緊急時に来庁者等が使用しにくい。 ② AEDの設置位置を示す「立置式表示プレート」は、総務課入口のドアに視界をさえぎられるため、来庁者等から目につきにくい。</p>		

【表示-10】  
① 庁舎入口ドア



【表示-10】  
② 庁舎1階入口ホールの階段付近に設置されている庁舎案内板



【保管-1】 ① AEDの設置場所が分かりにくく、来庁者等がすぐさま使用しにくい。

収納場所(壁面引出式ロッカー)とAED表示



ロッカー内の収納状況(普段はAEDが見えない)



【保管-1】 ② AEDの設置位置を示す「立置式表示プレート」は、来庁者等の目につきにくい。



事例表	1-(2)-①(表示)、1-(2)-②(保管)		
事例番号	表示-11 保管-2	官署名	室蘭税務署(室蘭地方合同庁舎管理官署)
事例内容	共用1台(1階エントランス)、専用1台(2階事務室内) <b>【表示-11】</b> 来庁者等のために共用及び専用のAEDそれぞれの設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの <b>【保管-2】</b> 来庁者等の目につきにくい場所にAEDが保管されているもの		

**【表示-11】**

i) 共用及び専用のAEDについて  
エレベーター内の入居官署案内板(2基)



共用AEDの設置階

専用AEDの設置階

ii) 専用のAEDについて  
2階事務室入口の自動ドア付近



**【保管-2】** 専用のAEDが柱の陰になり来庁者等の目につきにくい。



2階総務課カウンター

事例表	1-(2)-①(表示)、1-(2)-②(保管)		
事例番号	表示-12 保管-3	官署名	釧路労働基準監督署(単独庁舎入居)
事例内容	<b>【表示-12】</b> 来庁者等のために2階事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの <b>【保管-3】</b> 来庁者等の目につきにくい場所にAEDが保管されているもの		

**【表示-12】**

i) 1階入口に設置の庁内案内図  
(AEDが2階事務室にあることの表示)



ii) 庁舎入口ドアのステッカー  
(AEDが2階事務室にあることの表示)



**【保管-3】 AEDの設置場所が来庁者等から分かりにくいもの**

AEDを保管している2階事務室の書庫

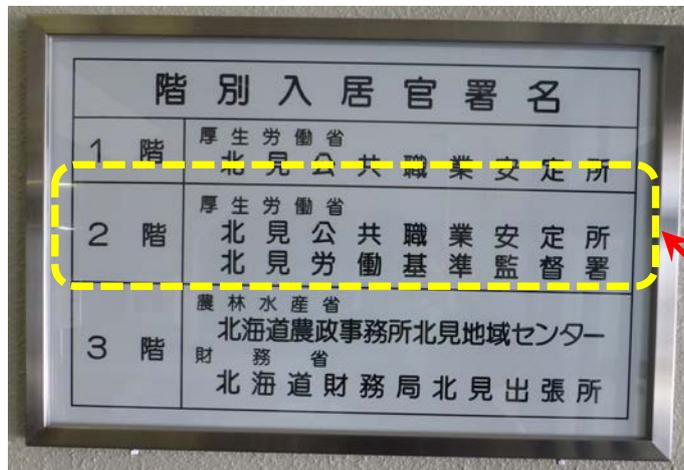


書庫内のAEDの収納状況  
(普段はAEDが見えない)



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-13	官署名	北見公共職業安定所(北見地方合同庁舎1、2階入居)
事例内容	来庁者等のために2階事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの(合同庁舎共用部分) ① 庁舎正面入口の案内板「階別入居官署名」 ② エレベーター内の案内板(1基)		

① 庁舎正面入口の案内板「階別入居官署名」



専用AEDの設置階

② エレベーター内の案内板

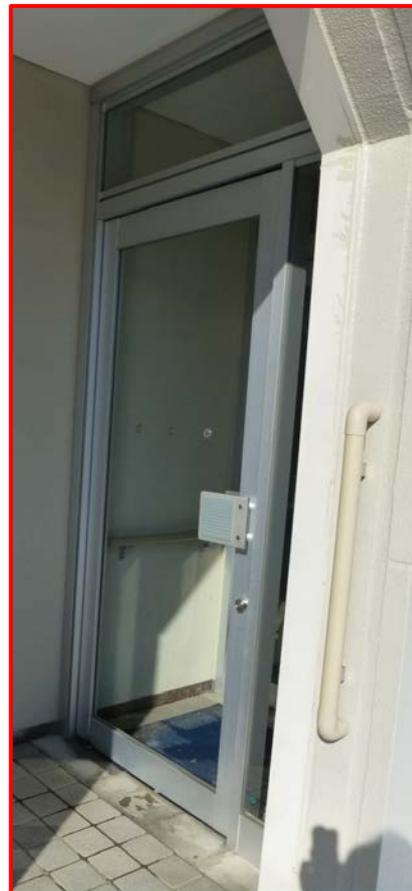


事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-13	官署名	北見公共職業安定所(北見地方合同庁舎1、2階入居)
事例内容	来庁者等のために2階事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの(合同庁舎占用部分) ③ 4条通側職員通用口		

#### 4条通側入口の外観



#### 職員通用口(拡大図)



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-13	官署名	北見公共職業安定所(北見地方合同庁舎1、2階入居)
事例内容	来庁者等のために2階事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの(合同庁舎占用部分) ④「ハローワーク北見ご利用案内」 (青葉通側ハローワーク専用入口及び4条通側ハローワーク専用入口に掲示)		

i) 庁舎1階 青葉通側ハローワーク専用入口

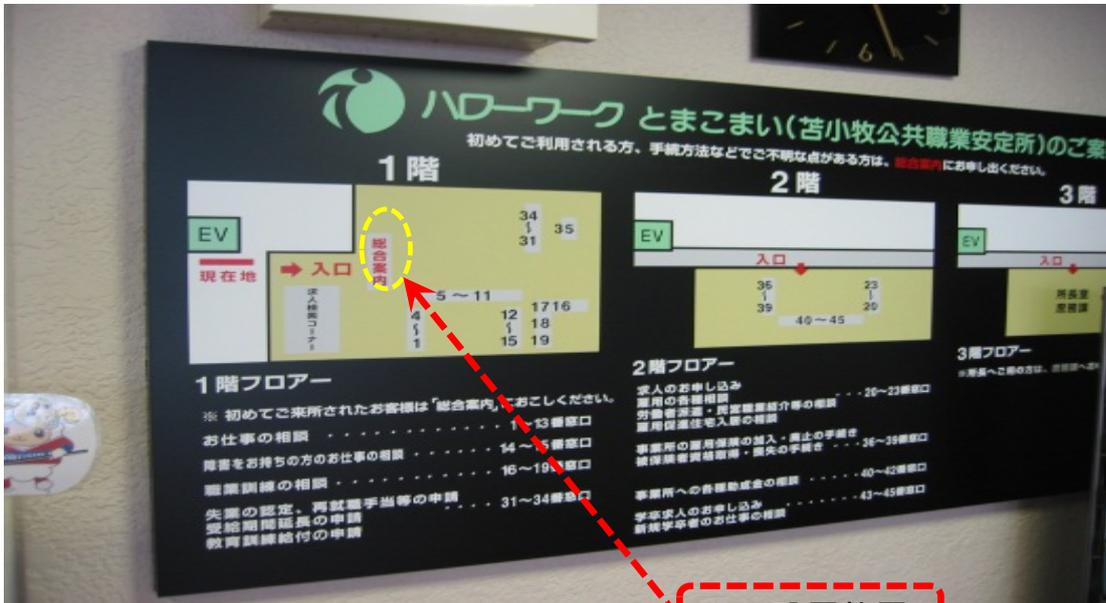


ii) 庁舎1階4条通側ハローワーク専用入口



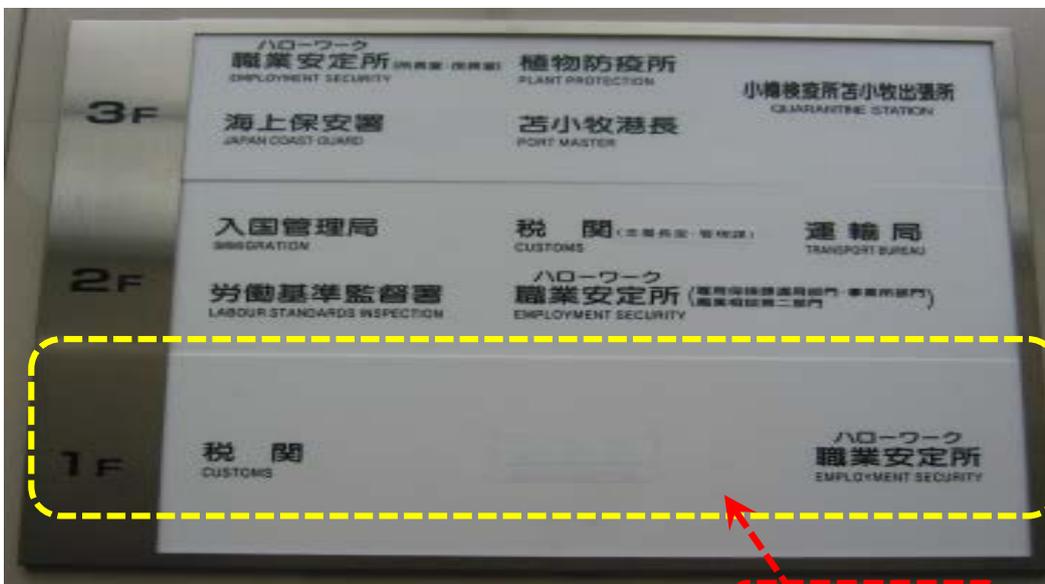
事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-14	官署名	苫小牧公共職業安定所 (苫小牧港湾合同庁舎1~3階入居)
事例内容	来庁者等のために1階事務室内にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① 1階入口ロビーの当該官署の案内板 ② エレベーター内の入居官署案内板(1基)		

① 1階入口ロビーの当該官署の案内板



AED設置位置

② エレベーター内の入居官署案内板(1基)



AED設置階

事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-15	官署名	札幌開発建設部(単独行舎入居)
事例内容	来庁者等のために2台のAEDの設置フロアや設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① エレベーターホールの各階の部署案内板(7か所) ② AED設置階(1階及び5階)のエレベーターホールのフロア案内図		

① エレベーターホールの各階の部署案内板(地下1階から6階までの7か所、写真は1階)



② AED設置階(1階及び5階)のエレベーターホールのフロア案内図

1階フロア案内図



5階フロア案内図



AEDの設置位置

事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-15	官署名	札幌開発建設部(単独庁舎入居)
事例内容	来庁者等のために2台のAEDの設置フロアや設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ③ エレベーター内の部署案内板(1基)※2基のうち1基は稼働停止中		

③ エレベーターの外観



稼働停止中

AEDの設置階

事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-16	官署名	国営滝野すずらん丘陵公園事務所(その他施設)
事例内容	利用者のためにAEDの設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① カントリーハウス裏口ガラス扉		

(AED通年設置施設①) カントリーハウス裏口の外観



(参考)カントリーハウス表口のAED表示



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-16	官署名	国営滝野すずらん丘陵公園事務所(その他施設)
事例内容	利用者のためにAEDの設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ② こどもの谷虹の巣ドームの冬季入口(3か所)		

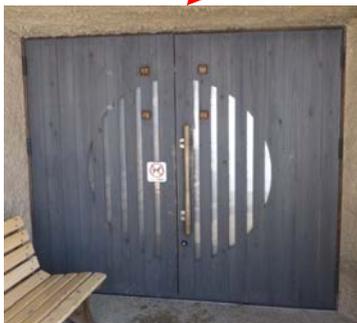
(AED通年設置施設②)こどもの谷虹の巣ドームの冬季入口(3か所)の外観



①

②

③



(参考)冬期間閉鎖の当該施設入口



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-16	官署名	国営滝野すずらん丘陵公園事務所(その他施設)
事例内容	AEDの設置を示すステッカーが貼付されているが、表示が劣化しており、利用者の目につきにくくなっているもの ③ こどもの谷虹の巣ドーム窓口に貼付しているステッカー		

(AED通年設置施設②)こどもの谷虹の巣ドーム窓口の外観



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-16	官署名	国営滝野すずらん丘陵公園事務所(その他施設)
事例内容	利用者のためにAEDの設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ④ 森の交流館の地下2階入口1か所、エレベーターホール及びエレベーター内部(1基)		

(AED通年設置施設③)

i) 森の交流館本館地下2階入口(谷口)の外観



(上)尾根口にはAED表示あり  
(左)谷口にはAED表示なし

ii) 森の交流館本館エレベーターホール及びエレベーター内部



エレベーター内部



事例表	1-(2)-①		
事例番号	表示-16	官署名	国営滝野すずらん丘陵公園事務所(その他施設)
事例内容	利用者のためにAEDの設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ⑤ スキーヤーズサロン正面入口ガラス扉 ⑥ スキースクールカウンター		

(AED冬季のみ設置施設)

⑤ スキーヤーズサロン正面入口ガラス扉



⑥ スキーヤーズサロン内部のAED設置状況

(AEDはスキースクールカウンター奥に設置)



【参考写真】	官署名	旭川財務事務所(旭川地方合同庁舎管理官署) 室蘭税務署(室蘭地方合同庁舎管理官署)
--------	-----	--

事例内容 来庁者等のためにAEDの設置場所を分かりやすく周知するための表示を行っている例  
①庁舎入口、②庁舎内の案内板、③エレベーターホール、④エレベーター内案内板

① 来庁者等の目につきやすい庁舎入口のAED表示 (例:室蘭地方合同庁舎)

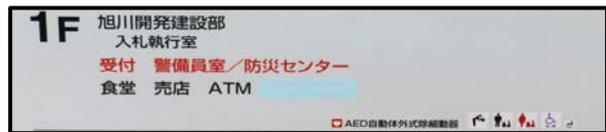


庁舎入口の表示にAEDの設置場所を記載

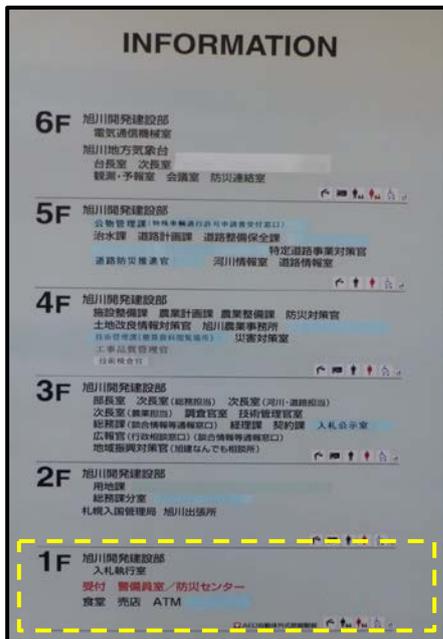
② AEDの位置を明示した庁舎内案内図 (例:旭川地方合同庁舎)



【庁舎内の案内板(部分)】



③ AED設置階を表示したエレベーターホールの案内板 (例:旭川地方合同庁舎)



④ AED設置階を表示したエレベーター内の案内板 (例:旭川地方合同庁舎)



【拡大図】

